

仕 様 書

業 務 名:令和5年度立体造形花壇植栽業務委託

場 所:松山公園、他

履行期間:契約の翌日から令和6年3月15日(金)まで

委託概要:

- a 立体造形花壇輸送
- b 立体造形花壇組立・分解
- c 草花設置
- d 草花撤去
- e 維持管理
- f 荒天時対応

第1章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、那覇市都市みらい部公園管理課発注の「令和5年度立体造形花壇植栽業務委託」に適用する。

(目的)

第2条 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、観光地にふさわしい亜熱帯庭園都市として、市域の緑化を推進するとともに、都市公園の景観・美観を整え、観光の視点に立ったサービスを向上させることにより、沖縄観光のブランド力の強化及び公園の更なる利用促進を図る。

(地元関係者との交渉等)

第3条 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は担当職員が行うものとするが、担当職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

第2章 業務概要

(a 立体造形花壇輸送)

第4条 立体造形花壇本体を、一般財団法人沖縄美ら島財団から借用し、保管場所(本部町)から那覇市内公園への輸送(往復、積込・積降を含む)を行う。立体造形花壇自体は分割可能とし、4tトラッククレーン車へ積載可能な大きさを想定する。

(b 立体造形花壇組立・分解)

第5条 立体造形花壇の設置場所は、那覇市内公園内で 4t トラッククレーン車が入場可能な場所とし、また当該場所には組立・分解を行うスペースがあるものとする。公開にあわせ補修箇所の要否を確認し、借用元と協議のうえ必要な補強・塗装等の処理を行うものとする。

(c 草花設置)

第6条 沖縄都市緑化月間にあわせ、草花の設置期間を令和 5 年 10 月初旬～2 月初旬(4 か月間程度)とする。設置する草花は季節の花とし、開花期の長い品種の選択、もしくは植替等により、常時良好な状態を保つこととする。

(d 草花撤去)

第6条 草花を撤去する際は、必要に応じて希望者へ提供するものとする。

(e 維持管理)

第7条 期間中、週 6 日の頻度で灌水作業を行う。灌水の供給元は、公園内の水道を想定し、灌水に必要な道具は受注者が手配するものとする。また、灌水にあわせ適宜、草花入替、枯葉・雑草除去等を実施し、期間中の美観確保に努める

(f 荒天時対応)

第8条 台風襲来等、自然災害による被災の懸念がある場合には、事前に飛散防止等の必要な対策を講じるものとする。

第3章 その他

(資料等の作成)

第 9 条 発注者が必要に応じ図書及び資料等の提出を求めた場合、受注者は、速やかに対処しなければならない。

(責務)

第 10 条 本業務の実施にあたり、発注者側の提供品(沖縄美ら島財団からの借用品を含む)について破損、損失等重大な過失を生じた場合は受注者がその責を負うものとする。

2. 受注者は、業務上知り得た内容等全般について、他人に漏らしてはならない。

(疑義の処理)

第 11 条 本仕様書に定めがない事項または、仕様書の内容について疑義が生じた時は、その都度担当職員と協議の上作業を実施するものとする。

(費用の負担)

第 12 条 本業務の運営設営監理に伴う必要な費用は、本仕様書に明記ないものであっても原則として受託者負担とする。

第4章 成果品

(成果品)

第 13 条 成果品として提出する報告書等は、あらかじめ入念に点検、照査し間違いや漏脱がないようにしなければならない。

(修正・再作業)

第 14 条 本業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。但し、完了後といえども誤謬が発見された場合は、修正または再作業を行うものとする。

【成 果 品】

- | | |
|----------|----|
| 1. 業務報告書 | 1部 |
| 2. その他資料 | 一式 |